

当社の議決権指図行使方針

パークレイズ投信投資顧問株式会社

当社は、投資信託財産の組入有価証券等から生じる議決権の指図行使（以下「議決権指図行使」といいます。）について、その基本方針および手順を以下の通り定めます。なお、本方針の対象は主に日本株式に係る議決権指図行使とし、外国株式、外国投資信託受益証券及び外国投資証券等から生じる議決権については、本方針に沿った意思決定を行いつつ、各国の実情に応じ行使するものとします。

議決権指図行使の基本方針

1. 当社は、議決権指図行使を、受益者の利益を図るためにのみ行います。
2. 証券投資信託の目的は利殖であることから、当社は議決権指図行使にあたり、主として受益者の経済的な利益に資するよう行使するものとし、自己または第三者の利益のために行使しません。
3. 当社は、原則としてすべての議案について審査し、議案の内容に応じ、その賛否または棄権（白紙委任等、他の選択肢が用意されている場合はこれらを含む。）を決定します。
4. 当社は、議案またはその対象となる株式の発行体に以下の問題が認められる場合、原則として否定的に行使します。ただし、賛否の判断に十分な情報が得られない場合には議決権を行使しません。
 - 法令違反や、反社会的行為が認められる場合
 - 発行体に対する監査意見が適正でない場合
 - 株主に対する情報開示が不適切な場合
 - 株主の利益を重視した経営が行われていない場合
 - 発行体の内部統制が十分でない場合
 - その他問題があると当社が判断する場合

議決権指図行使にかかる基本的な意思決定プロセス及び体制等

当社は、以下のプロセスにより議決権の指図行使方針を決定します。

- (1) 受託銀行より受領した議決権行使書は、オペレーション部が一括して管理します。
- (2) 運用本部長は、原則としてポートフォリオ・マネジメント部長に議決権指図行使の意思決定を委ねるものとします。ただし、当該有価証券の評価額や収益見通しに直接的に影響を与えうる等の重要な議案については、自ら意思決定を行うことができます。

- (3) 運用本部長またはポートフォリオ・マネジメント部長が、議案または発行体が前述の「**議決権指図行使の基本方針**」4.に定めるいずれかの条件に該当すると判断した場合、またはその可能性を認識した場合は、当該議案について必要な資料を収集のうえ、運用委員会において賛否の方針を決定することができます。
- (4) 意思決定された議決権指図行使は、オペレーション部を通じて受託銀行に通知されます。なお、議決権指図行使の結果は、運用委員会において報告されます。

個別議案に対する指図の方針

1. 取締役及び監査役の選任議案については以下の通りとします。
 - (1) 取締役の選任に関する議案は、主に取締役会が会社の事業内容や事業規模に照らして適正な人数であるか否かにより判断します。また、当該取締役候補者の能力、経験及び選任の必要性等、当該選任にあたっての必要な情報が十分開示されていることを条件とします。
 - (2) 社外取締役の選任にはその独立性を吟味したうえで原則として賛成します。ただし当該社外取締役候補者の能力、経験及び前号による選任の必要性等、当該選任にあたっての必要な情報が十分開示されていることを条件とします。
 - (3) 当該発行体に前述の「**議決権指図行使の基本方針**」4.に定めるいずれかの条件に該当する事由がある場合、当該時期の取締役の再任については、当該事由への関与の度合い等を勘案し、適当でないと認められる場合には反対します。
 - (4) 監査役（社外監査役を含む。以下同じ。）の選任については、その独立性を吟味したうえで、当該監査役候補者の能力、経験及び選任の必要性等、当該選任にあたっての必要な情報が十分開示されていることを条件に賛成します。
 - (5) 会計監査人の選任については、経験及び選任の必要性等、当該選任にあたっての必要な情報が十分開示されていることを条件に賛成します。
 - (6) 当該発行体に前述の「**議決権指図行使の基本方針**」4.に定めるいずれかの条件に該当する事由がある場合で、当該時期における監査役が十分な機能を果たしていないと認められる場合は、再任に反対します。
 - (7) 監査役の減員に関する議案については、その理由の妥当性を含め慎重に検討します。
2. 剰余金処分及び報酬制度に関する議案については以下の通りとします。
 - (1) 会社提案の剰余金処分議案については、原則として賛成します。ただし、企業収益関係から過大または妥当性を欠く可能性のある議案については慎重に検討します。
 - (2) 会社提案の役員の報酬及び退職慰労金に関する議案には、十分な情報開示があることを条件に原則として賛成します。ただし、支給額及び支給条件が妥当であることを要し、これに反する場合には反対します。
 - (3) ストックオプションは、役員・従業員の業績インセンティブを高める目的で、適切な支給対象者、適切な条件・規模において付与される場合には、原則として賛成します。

3. 資本施策、事業運営に関する議案については以下の通りとします。
- (1) 新株発行（種類株式の発行を含む。）に関する会社提案の議案は、その内容が事業計画及び業務目的に沿ったものであれば賛成します。ただし、既存株主の利益を損なう恐れがある場合には慎重に検討します。
 - (2) 自社株買いに関する会社提案の議案は、事業計画に沿ったもので、かつ既存株主の利益を損なうものでなければ賛成します。
 - (3) 合併、買収その他の事業再編に関する会社提案の議案は、既存株主の利益を最優先に慎重に検討します。
 - (4) 買収防衛策に関する会社提案の議案は、既存株主への影響を個別に検討・分析を行い、株主価値を損なう場合には反対します。
 - (5) 定款変更については、株主利益を勘案し、株主価値を損なう場合には反対します。
4. その他の会社提案の議案については、その内容に応じて、本方針に基づき議決権指図行使方針を決定します。
5. 株主提案の議案については、その内容に応じて、本方針に基づき議決権指図行使方針を決定します。

議決権指図行使記録の保管

当社は、法令諸規則に基づき議決権指図行使の記録を適切に作成・保管します。
また、行使結果の開示が必要な場合は該当する法令諸規則の定めに従い開示を行います。